

記載例1 退職等により、未徴収税額(令和4年5月までの分)を普通徴収(従業員自身で納付)へ切り替える場合

◎例1・・・年税額84,400円の人が令和3年9月30日に退職する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
84,400円	7,400円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円

年税額(ア)84,400円

既に納入済みの額 + 今回納入する額
= 徴収済額(イ)28,400円

未徴収税額(ウ)56,000円 = 普通徴収へ切り替える総額

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 市区町村処理欄	特別徴収義務者指定番号	宛名番号	課・係	氏名	電話
※市区町村処理欄	9-000000	1	総務課総務係	住民 税美	046-000-0000 (内線 000)
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号					
1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 退職した年の1月1日からの退職時までの給与支払額 1,200,000 控除 社会保険料額 100,000					

受給者番号(整理番号)	フリガナ	氏名	旧姓	生年月日	個人番号	1月1日現在の住所	給与の支払を受けた後の住所	特別徴収税額(年税額)	(ア)徴収済額	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日
000000	ケンミン ゼイタロウ	東民 税太郎		昭和・平成 66年 7月 8日	000000000000000000	厚木市中町〇丁目〇番〇号	横浜市新横浜〇〇〇番〇号	84,400	6月分から10月まで	28,400	5月まで	3・9・30

給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定月	徴収予定日
1. 異動が令和3年12月31日までに、申出があったため(月日申出)		
2. 異動が令和4年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号(※新規事業所の場合は記載不要です)	〒
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者職氏名	
新しい勤務先の法人番号	

必ず御記載ください。
指定番号と宛名番号とは税額通知書に記載されている番号です。

退職した年分で支払・控除がある場合は、記載してください。

異動届出書は、異動があった日の翌月10日までに提出してください。

賦課期日(1月1日)の住所を記載してください。

賦課期日後に住所が変わった場合は記載してください。

●普通徴収に切り替わると...
普通徴収の納期は年4回(6月、8月、10月、翌年1月)です。この納期のうち、未到来の納期で未徴収税額を分割し納めます。記載例の場合では、従業員本人に通知するのが10月になるため、未徴収税額56,000円を10月と翌年1月の2回に分けて本人が納付することになります。

●異動届出書の早期提出のお願い
毎月平日の月末日(※)までに届いた異動届出書をもとに、翌月10日に変更の通知を発送します。締切日を過ぎると、通知をするのが異動があった月の翌々月となるため、早期提出に御協力ください。
(※)令和3年5月は21日まで、12月は27日まで、令和4年4月は22日までとなります。

記載例